



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- \*2 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 4
- \*3 和歌山県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例 ( " )..... 5
- \*4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 5
- \*5 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 6
- \*6 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 42
- \*7 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例 ( " )..... 43
- \*8 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例 (環境生活総務課)..... 44
- \*9 和歌山競輪場管理条例の一部を改正する条例 (商工観光労働総務課)..... 45
- \*10 和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例 ( " )..... 46
- \*11 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 46
- \*12 和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 47
- \*13 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 53

公布された条例のあらまし

- ◇ 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例
  - 1 条例概要  
工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)
  - 2 施行期日  
公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例
  - 1 条例概要  
工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)
  - 2 施行期日  
公布の日から施行します。
- ◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 1 条例概要  
職員に支給する特殊勤務手当について、豚コレラの患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業等に直接従事したときを新たに防疫業務等手当の支給の対象とするほか、規定の整備を行いました。(第9条関係)
  - 2 施行期日  
公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成31年4月1日から適用します。
- ◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例
  - 1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

令和3年度以後の各年度分の個人の県民税について、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えることとしました。(第18条の2関係)

(2) 事業税

令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率を引き下げることとしました。(第39条関係)

(3) 自動車税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとしました。(附則第15項関係)

イ 一定の要件を満たす自家用の自動車について、当該自家用の自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする等の措置を講ずることとしました。(附則第15項の2及び附則第15項の6関係)

ウ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとしました。(附則第15項の7～附則第15項の14関係)

エ 自家用の乗用車及びキャンピング車について、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率を引き下げることとしました。(第73条の5及び附則第16項の4関係)

オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置を延長することとし、税率を軽減する特例措置については令和2年度までに初回新規登録を受けた自動車を、税率を重課する特例措置についてはガソリン自動車等にあつては平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたものを、軽油自動車等にあつては平成22年3月31日までに初回新規登録を受けものを、その適用の対象とすることとしました。(附則第16項～附則第16項の3及び附則第16項の5～附則第16項の7関係)

カ エの適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち電気自動車等について、オの特例措置のうち税率を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長することとしました。(第3条の規定による改正後の附則第16項の4関係)

2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 第1条の規定及び附則第9項の規定 公布の日

(2) 第3条中和歌山県税条例附則第25項から第26項までの改正規定及び同条例附則第24項の次に2項を加える改正規定並びに附則第2項の規定 令和2年1月1日

(3) 1の(1)及び附則第3項の規定 令和3年1月1日

(4) 1の(3)カ並びに第3条中和歌山県税条例附則第15項の7及び第16項の改正規定、同条例附則第16項の6及び第16項の7を削り、第16項の5を第16項の6とし、第16項の4を第16項の5とする改正規定並びに同条例附則第16項の8を第16項の7とし、第16項の

9を第16項の8とする改正規定並びに附則第8項の規定 令和3年4月1日

(5) 第3条中和歌山県税条例第42条の37の改正規定 令和5年1月1日

(6) 第3条中和歌山県税条例第25条の2及び第30条の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日

◇ 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び漁業法の一部改正に伴い、選挙長等の受ける報酬の額を改めるなど所要の改正を行いました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第1条の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行します。

◇ 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び漁業法の一部改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額の基準を改めるなど所要の改正を行いました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第1条の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例

1 条例概要

ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発を行うとともに、ジオパークを教育及び観光振興に活用することにより、持続可能な地域の発展に寄与することを目的として、和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターを設置することとしました。

2 施行期日

令和元年7月27日から施行します。

◇ 和歌山競輪場管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、競輪場及び売店の使用の許可を受けた者に係る使用料について別表を加えるとともに、所要の改正を行うこととしました。（第3条及び別表関係）

2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例

1 条例概要

天災、施設の改修その他の理由により和歌山競輪場で開催することができないと認めるときに和歌山競輪場以外の競輪場において競輪を開催することができるようにするとともに、所要の改正を行いました。（第3条及び第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県営住宅新浜団地等の取壊しに伴い、規定の整備を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定文化財保存活用計画の認定等を行う制度を設けるほか、罰則を強化するなど所要の改正を行いました。（第2条から第6条まで及び第9条から第20条まで関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第19条の改正規定は、令和元年10月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額の改定を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（別表第2第2項から第6項まで、第13項、第15項、第23項、第24項、第28項、第32項及び第33項並びに別表第3第13項関係）

2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。ただし、別表第2第13項第1号中「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に改める改正規定は、公布の日から施行します。

条 例

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第18条関係）			別表（第18条関係）		
公文書の種別	開示の実施の方法	金額	公文書の種別	開示の実施の方法	金額
略			略		
8 電磁的記録（6の項及び7の項に該当するものを除く。）	略	略	8 電磁的記録（6の項及び7の項に該当するものを除く。）	略	略
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	略		光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	略

<p>光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付</p>	略	<p>光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付</p>	略
<p>備考 1 この表において、「A3」とは日本産業規格A列3番を、「A2」とは日本産業規格A列2番を、「A1」とは日本産業規格A列1番を、「A0」とは日本産業規格A列0番を、「1件」とは一の開示決定をいう。 2・3 略</p>		<p>備考 1 この表において、「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番を、「1件」とは一の開示決定をいう。 2・3 略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

和歌山県行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県行政不服審査法施行条例（平成27年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 1 この表において、「A3」とは日本産業規格A列3番を、「A2」とは日本産業規格A列2番を、「A1」とは日本産業規格A列1番を、「A0」とは日本産業規格A列0番をいう。 2・3 略</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 1 この表において、「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番をいう。 2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第4号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(防疫業務等手当) 第9条 防疫業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) <u>職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、<u>低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。</u>）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</u> (3) 略 2 略</p>	<p>(防疫業務等手当) 第9条 防疫業務等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 略 (2) <u>職員が家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜伝染病のうち口蹄疫、流行性脳炎、炭そ、ブルセラ病、結核病、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに豚丹毒及びトキソプラズマ病をいう。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜伝染病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</u> (3) 略 2 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 改正後の第9条の規定を適用する場合においては、改正前の第9条の規定に基づいて支給された防疫業務等手当は、改正後の第9条の規定による防疫業務等手当の内払とみなす。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第5号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

- 第1条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>並びにこの条例及び他の県税に関する条例に規定する県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務及び県税に係る過料の徴収に関する事務を県税の課税地所轄の県税事務所の長に委任する。ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 2～5 略</p> <p>(自動車取得税の申告納付) 第49条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号</p>	<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任) 第3条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>及びこの条例に規定する県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務及び県税に係る過料の徴収に関する事務を県税の課税地所轄の県税事務所の長に委任する。ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 2～5 略</p> <p>(自動車取得税の申告納付) 第49条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号</p>

に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 略

2～5 略

#### 附 則

6の6 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)・(2) 略

6の8 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(個人の県民税の税率の特例)

6の9 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

6の10の2 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項(これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900

に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 略

2～5 略

#### 附 則

6の6 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)・(2) 略

6の8 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(個人の県民税の税率の特例)

6の9 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

6の10の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項(これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900

万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

- 6の14 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前2項の規定の適用については、前項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

- 10の3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

- 10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

- 11 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前

万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

- 6の14 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前2項の規定の適用については、前項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 10の2の2 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第42条の14第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 10の2の3 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第42条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第42条の25第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第42条の24第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」と、第42条の25第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令で定める場合には、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

- 10の3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第42条の16の規定にかかわらず、100分の3とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

- 10の8 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第42条の14の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例)

- 11 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前

年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第25条の3第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

14の3 平成3年4月1日から令和3年3月31日

年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第25条の3第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

13の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

(県民税の法人税割の税率の特例)

14の3 平成3年4月1日から平成33年3月31日

までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の4.0とする。

(自動車税の税率の特例)

14の11 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する令和元年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略  
表 略

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(5) 略  
表 略

14の12の2 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

(自動車取得税の非課税)

までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の4.0とする。

(自動車税の税率の特例)

14の11 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成31年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略  
表 略

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(5) 略  
表 略

14の12の2 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

(自動車取得税の非課税)



(1)～(3) 略

15の6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

16 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

17 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(8) 略

17の2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) 略

17の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

15の6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

15の7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

16 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

17 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(8) 略

17の2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) 略

17の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) 略

17の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) 略

17の5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第17項の7に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車

(1)～(4) 略

17の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(5) 略

17の5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第17項の7に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車

両安定性制御装置」という。) 、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第17項の12において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。 )で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

(自動車取得税の免税点の特例)

18 自動車の取得が令和元年9月30日までに行われた場合における第47条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条

両安定性制御装置」という。) 、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第17項の12において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。 )で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

(自動車取得税の免税点の特例)

18 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第47条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは「50万円」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の7の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条

の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「令和3年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までに完了した場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、令和6年3月31日までに完了したときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

22の3 令和6年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

28の3 前項の場合において、当該納税義務者が

の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「平成33年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成36年3月31日までに完了した場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成36年3月31日までに完了したときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

22の3 平成36年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

28の3 前項の場合において、当該納税義務者が

平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第6項の6中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第6項の6中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前(一部未施行)																																
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 略 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.4</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.7</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1</u></td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の4.9</u></td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の5.3</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の7</u></td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1</u>を乗じて得た金額とする。</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.3</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7</u>	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第39条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 略 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の9.6</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.3</u>																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7</u>																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6																																

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - ア・イ 略
  - ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第73条の5 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)
  - ア 略
  - イ 自家用
    - (ア) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万5,000円
    - (イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万500円
    - (ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万6,000円
    - (エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万3,500円
    - (オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万円
    - (カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万7,000円
    - (キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万5,500円
    - (ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万5,500円
    - (ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万7,000円
    - (コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万円
- (2)~(4) 略
- (5) 特種用途自動車(三輪の小型自動車であるものを除く。)
  - ア 略
  - イ 自家用
    - (ア) 略
    - (イ) キャンピング車
      - a 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万円
      - b 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 2万4,400円
      - c 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 2万8,800円
      - d 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 3万4,800円
      - e 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 4万円
      - f 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 4万5,600円
      - g 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 5万2,400円
      - h 総排気量が4リットルを超え、4.5

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - ア・イ 略
  - ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第73条の5 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)
  - ア 略
  - イ 自家用
    - (ア) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万9,500円
    - (イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円
    - (ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万9,500円
    - (エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円
    - (オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万1,000円
    - (カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円
    - (キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万6,500円
    - (ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円
    - (ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万8,000円
    - (コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円
- (2)~(4) 略
- (5) 特種用途自動車(三輪の小型自動車であるものを除く。)
  - ア 略
  - イ 自家用
    - (ア) 略
    - (イ) キャンピング車
      - a 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万3,600円
      - b 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 2万7,600円
      - c 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万1,600円
      - d 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 3万6,000円
      - e 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 4万800円
      - f 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 4万6,400円
      - g 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 5万3,200円
      - h 総排気量が4リットルを超え、4.5

リットル以下のもの 年額 6万400

i 総排気量が4.5リットルを超え、6  
リットル以下のもの 年額 6万9,60  
0円

j 総排気量が6リットルを超えるもの  
年額 8万8,000円

(ウ)・(エ) 略

2～5 略

附 則

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗  
合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民  
の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により  
運行の維持が困難になっているものとして規則  
で定めるものの運行の用に供する一般乗合用の  
バスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得  
が令和3年3月31日までに行われたときに限り  
、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税  
の環境性能割を課さない。

15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項  
において準用する場合を含む。)又は第2号ロ  
に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得  
が令和元年10月1日から令和2年9月30日ま  
での間(附則第15項の6において「特定期間」  
という。)に行われたときに限り、第59条第1項  
の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を  
課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

15の3 知事は、当分の間、納付すべき自動車税  
の環境性能割の額について不足額があることを  
第68条第1項の納期限(納期限の延長があつた  
ときは、その延長された納期限)後において知  
った場合において、当該事実が生じた原因が、  
国土交通大臣の認定等(法附則第12条の2の11  
第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう  
。以下この項において同じ。)の申請をした者  
が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に  
当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供し  
た者の偽りその他不正の手段を含む。)により  
国土交通大臣の認定等を受けたことを事由とし  
て国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等  
を取り消したことによるものであるときは、当該  
申請をした者又はその一般承継人を当該不足額  
に係る自動車について法第161条第1項に規定  
する申告書を提出すべき当該自動車の取得者と  
みなして、自動車税の環境性能割に関する規定  
(法第171条及び法第172条の規定を除く。)  
を適用する。

15の4 前項の規定の適用がある場合における法  
第168条第2項の規定による決定により納付す  
べき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足  
額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し  
た金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15の5 略

15の6 自家用の乗用車に対する第65条第2号及  
び第3号の規定の適用については、当該自家用  
の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限  
り、同条第2号中「100分の2」とあるのは「  
100分の1」と、同条第3号中「100分の3」  
とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一  
般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法

リットル以下のもの 年額 6万1,20

i 総排気量が4.5リットルを超え、6  
リットル以下のもの 年額 7万400  
0円

j 総排気量が6リットルを超えるもの  
年額 8万8,800円

(ウ)・(エ) 略

2～5 略

附 則

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15 略

第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の7までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)」から1,000万円を控除して得た額」とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び附則第15項の9第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)」から650万円(乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

15の10 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転

覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から附則第15項の13までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から附則第15項の13までにおいて「バス等」という。）であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から附則第15項の13までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自

動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

15の12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の

規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

15の13 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から175万円を控除して得た額とする。

15の14 附則第15項の7から前項までの規定は、第68条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項から附則第16項の7までにおいて同じ。)、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項及び附則第16項の3において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項及び附則第16項の3において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。))並びに第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(法第149条第1項第3号に規定するガソリン自動車又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車)で平成18年3月31日までに最初の第60条第3項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車)で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略	略
第1項第2号ア	略
略	
第1項第5号イ(エ)	略
略	

略	略	
第1項第1号イ	2万9,500円	3万3,900円
	3万4,500円	3万9,600円
	3万9,500円	4万5,400円
	4万5,000円	5万1,700円
	5万1,000円	5万8,600円
	5万8,000円	6万6,700円
	6万6,500円	7万6,400円
	7万6,500円	8万7,900円
	8万8,000円	10万1,200円
	11万1,000円	12万7,600円
第1項第2号ア	略	
略		
第1項第5号イ(イ)	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,600円	3万1,700円
	3万1,600円	3万6,300円
	3万6,000円	4万1,400円
	4万800円	4万6,900円
	4万6,400円	5万3,300円
	5万3,200円	6万1,100円
	6万1,200円	7万300円
	7万400円	8万900円
	8万8,800円	10万2,100円
第1項第5号イ(エ)	略	
略		

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号 ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第1項第1号 イ	2万5,000円	6,500円

	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
	11万円	2万7,500円
第1項第2号 ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号 イ	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号 ウ(7)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円
第1項第2号 ウ(4)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第1項第3号 ア(7)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円

	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第1項第3号 ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円
第1項第3号 イ	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号 ア(フ)	1万2,000円	3,000円
第1項第5号 ア(ウ)	2万2,000円	5,500円
	9,500円	2,500円
第1項第5号 イ(フ)	1万6,000円	4,000円
第1項第5号 イ(イ)	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円
	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円
	8万8,000円	2万2,000円
第1項第5号 イ(エ)	2万9,500円	7,500円
	1万3,000円	3,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円

	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

16の3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第1項第1号 ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第1項第1号 イ	2万5,000円	1万2,500円
	3万500円	1万5,500円

	<u>3万6,000円</u>	<u>1万8,000円</u>
	<u>4万3,500円</u>	<u>2万2,000円</u>
	<u>5万円</u>	<u>2万5,000円</u>
	<u>5万7,000円</u>	<u>2万8,500円</u>
	<u>6万5,500円</u>	<u>3万3,000円</u>
	<u>7万5,500円</u>	<u>3万8,000円</u>
	<u>8万7,000円</u>	<u>4万3,500円</u>
	<u>11万円</u>	<u>5万5,000円</u>
第1項第2号 ア	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>1万2,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>1万5,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>1万8,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>2万2,000円</u>	<u>1万1,000円</u>
	<u>2万5,500円</u>	<u>1万3,000円</u>
	<u>2万9,500円</u>	<u>1万5,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
第1項第2号 イ	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>1万1,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>1万6,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>2万500円</u>	<u>1万500円</u>
	<u>2万5,500円</u>	<u>1万3,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>1万5,000円</u>
	<u>3万5,000円</u>	<u>1万7,500円</u>
	<u>4万500円</u>	<u>2万500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第1項第2号 ウ(7)	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>1万5,100円</u>	<u>8,000円</u>
第1項第2号 エ(1)	<u>1万200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>2万600円</u>	<u>1万500円</u>
第1項第3号 ア(7)	<u>1万2,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>1万4,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>1万7,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>2万2,500円</u>	<u>1万1,500円</u>
	<u>2万5,500円</u>	<u>1万3,000円</u>

	<u>2万9,000円</u>	<u>1万4,500円</u>	
第1項第3号 ア(1)	<u>2万6,500円</u>	<u>1万3,500円</u>	
	<u>3万2,000円</u>	<u>1万6,000円</u>	
	<u>3万8,000円</u>	<u>1万9,000円</u>	
	<u>4万4,000円</u>	<u>2万2,000円</u>	
	<u>5万500円</u>	<u>2万5,500円</u>	
	<u>5万7,000円</u>	<u>2万8,500円</u>	
	<u>6万4,000円</u>	<u>3万2,000円</u>	
	第1項第3号 イ	<u>3万3,000円</u>	<u>1万6,500円</u>
<u>4万1,000円</u>		<u>2万500円</u>	
<u>4万9,000円</u>		<u>2万4,500円</u>	
<u>5万7,000円</u>		<u>2万8,500円</u>	
<u>6万5,500円</u>		<u>3万3,000円</u>	
<u>7万4,000円</u>		<u>3万7,000円</u>	
<u>8万3,000円</u>		<u>4万1,500円</u>	
第1項第4号		<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>	
第1項第5号 ア(7)	<u>1万2,000円</u>	<u>6,000円</u>	
第1項第5号 ア(7)	<u>2万2,000円</u>	<u>1万1,000円</u>	
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>	
第1項第5号 イ(7)	<u>1万6,000円</u>	<u>8,000円</u>	
第1項第5号 イ(1)	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>	
	<u>2万4,400円</u>	<u>1万2,500円</u>	
	<u>2万8,800円</u>	<u>1万4,500円</u>	
	<u>3万4,800円</u>	<u>1万7,500円</u>	
	<u>4万円</u>	<u>2万円</u>	
	<u>4万5,600円</u>	<u>2万3,000円</u>	
	<u>5万2,400円</u>	<u>2万6,500円</u>	
	<u>6万400円</u>	<u>3万500円</u>	
	<u>6万9,600円</u>	<u>3万5,000円</u>	
	<u>8万8,000円</u>	<u>4万4,000円</u>	
	第1項第5号 イ(5)	<u>2万9,500円</u>	<u>1万5,000円</u>
		<u>1万3,000円</u>	<u>6,500円</u>
第2項第1号	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>	
	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>	

	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

16の4 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくはキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくはキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第73条の5第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 自家用の乗用車
  - ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万9,500円
  - イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円
  - ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万9,500円
  - エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円
  - オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万1,000円
  - カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円
  - キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万6,500円
  - ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円
  - ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万8,000円
  - コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円
- (2) 自家用のキャンピング車
  - ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万3,600円
  - イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 2万7,600円
  - ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万1,600円
  - エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 3万6,000円
  - オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 4万800円
  - カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 4万6,400円
  - キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 5万3,200円

- ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 6万1,200円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 7万400円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 8万8,800円

16の5 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、附則第16項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	2万9,500円	3万3,900円
第1号イ	3万4,500円	3万9,600円
第1号ウ	3万9,500円	4万5,400円
第1号エ	4万5,000円	5万1,700円
第1号オ	5万1,000円	5万8,600円
第1号カ	5万8,000円	6万6,700円
第1号キ	6万6,500円	7万6,400円
第1号ク	7万6,500円	8万7,900円
第1号ケ	8万8,000円	10万1,200円
第1号コ	11万1,000円	12万7,600円
第2号ア	2万3,600円	2万7,100円
第2号イ	2万7,600円	3万1,700円
第2号ウ	3万1,600円	3万6,300円
第2号エ	3万6,000円	4万1,400円
第2号オ	4万800円	4万6,900円
第2号カ	4万6,400円	5万3,300円
第2号キ	5万3,200円	6万1,100円
第2号ク	6万1,200円	7万300円
第2号ケ	7万400円	8万900円
第2号コ	8万8,800円	10万2,100円

16の6 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車のうち、附則第16項の2各号に掲げるものに対する附則第16項の4の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又はキャンピング車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合に

は令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第16項の4の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	2万9,500円	7,500円
第1号イ	3万4,500円	9,000円
第1号ウ	3万9,500円	1万円
第1号エ	4万5,000円	1万1,500円
第1号オ	5万1,000円	1万3,000円
第1号カ	5万8,000円	1万4,500円
第1号キ	6万6,500円	1万7,000円
第1号ク	7万6,500円	1万9,500円
第1号ケ	8万8,000円	2万2,000円
第1号コ	11万1,000円	2万8,000円
第2号ア	2万3,600円	6,000円
第2号イ	2万7,600円	7,000円
第2号ウ	3万1,600円	8,000円
第2号エ	3万6,000円	9,000円
第2号オ	4万800円	1万500円
第2号カ	4万6,400円	1万2,000円
第2号キ	5万3,200円	1万3,500円
第2号ク	6万1,200円	1万5,500円
第2号ケ	7万400円	1万8,000円
第2号コ	8万8,800円	2万2,500円

16の7 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車のうち、附則第16項の3各号に掲げるものに対する附則第16項の4の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又はキャンピング車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第16項の4の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	2万9,500円	1万5,000円
第1号イ	3万4,500円	1万7,500円
第1号ウ	3万9,500円	2万円
第1号エ	4万5,000円	2万2,500円

第1号オ	5万1,000円	2万5,500円
第1号カ	5万8,000円	2万9,000円
第1号キ	6万6,500円	3万3,500円
第1号ク	7万6,500円	3万8,500円
第1号ケ	8万8,000円	4万4,000円
第1号コ	11万1,000円	5万5,500円
第2号ア	2万3,600円	1万2,000円
第2号イ	2万7,600円	1万4,000円
第2号ウ	3万1,600円	1万6,000円
第2号エ	3万6,000円	1万8,000円
第2号オ	4万800円	2万500円
第2号カ	4万6,400円	2万3,500円
第2号キ	5万3,200円	2万7,000円
第2号ク	6万1,200円	3万1,000円
第2号ケ	7万400円	3万5,500円
第2号コ	8万8,800円	4万4,500円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

16の8 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第73条の7の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第12条の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第73条の9及び第73条の10並びに法第177条の14の規定を除く。)を適用する。

16の9 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

備考 改正前欄中の規定(第39条の規定を除く。)は、和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第52号)第2条の規定による改正後の規定である。

第3条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前(一部未施行)
(個人の県民税の非課税の範囲) 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者に	(個人の県民税の非課税の範囲) 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者に

対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第26条の2の規定により課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が135万円を超えるものを除く。）

2・3 略

（個人の県民税の賦課徴収）

第25条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第73条の5の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 略

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第30条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付する。

(1) 略

(2) 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第17条又は法第17条の2の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額

(3) 法第17条の4の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

(4) 法第41条第1項においてその例によることとされた法第321条第2項の規定により市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

(5) 第24条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により市町村が還付した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

2～5 略

（ゴルフ場利用税の税率）

第42条の37 略

2 略

3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1（第1号に掲げる利用にあつては、2分の1）以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 略

(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会及び同大会の予選会並びにこれらに準ずるものとして規則で定める競技会（以下この号において「国民スポーツ大会等」という。）に参加する選手（アマチュアスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の国民スポーツ大会等に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの

4 略

附 則

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法

対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第26条の2の規定により課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が135万円を超えるものを除く。）

2・3 略

（個人の県民税の賦課徴収）

第25条の2 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 略

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第30条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付する。

(1) 略

(2) 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第17条又は法第17条の2の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額

(3) 法第17条の4の規定によって市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

(4) 法第41条第1項においてその例によることとされた法第321条第2項の規定によって市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

(5) 第24条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

2～5 略

（ゴルフ場利用税の税率）

第42条の37 略

2 略

3 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に対する利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して5分の1（第1号に掲げる利用にあつては、2分の1）以上軽減された額で定められている場合は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 略

(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会並びにこれらに準ずるものとして規則で定める競技会（以下この号において「国民体育大会等」という。）に参加する選手（アマチュアスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の国民体育大会等に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの

4 略

附 則

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法

第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の5までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の6において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の6において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の6において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項から附則第16項の6までにおいて同じ。)、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略

表 略

16の2・16の3 略

16の4 附則第16項の2(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又はキャンピング車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16の5・16の6 略

第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の7までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。次項から附則第16項の7までにおいて同じ。))、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 略

表 略

16の2・16の3 略

16の4・16の5 略

16の6 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車のうち、附則第16項の2各号に掲げるものに対する附則第16項の4の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成30年4月1日

から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又はキャンピング車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第16項の4の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	2万9,500円	7,500円
第1号イ	3万4,500円	9,000円
第1号ウ	3万9,500円	1万円
第1号エ	4万5,000円	1万1,500円
第1号オ	5万1,000円	1万3,000円
第1号カ	5万8,000円	1万4,500円
第1号キ	6万6,500円	1万7,000円
第1号ク	7万6,500円	1万9,500円
第1号ケ	8万8,000円	2万2,000円
第1号コ	11万1,000円	2万8,000円
第2号ア	2万3,600円	6,000円
第2号イ	2万7,600円	7,000円
第2号ウ	3万1,600円	8,000円
第2号エ	3万6,000円	9,000円
第2号オ	4万800円	1万500円
第2号カ	4万6,400円	1万2,000円
第2号キ	5万3,200円	1万3,500円
第2号ク	6万1,200円	1万5,500円
第2号ケ	7万400円	1万8,000円
第2号コ	8万8,800円	2万2,500円

16の7 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車のうち、附則第16項の3各号に掲げるものに対する附則第16項の4の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又はキャンピング車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第16項の4の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	2万9,500円	1万5,000円
第1号イ	3万4,500円	1万7,500円
第1号ウ	3万9,500円	2万円
第1号エ	4万5,000円	2万2,500円
第1号オ	5万1,000円	2万5,500円
第1号カ	5万8,000円	2万9,000円
第1号キ	6万6,500円	3万3,500円
第1号ク	7万6,500円	3万8,500円
第1号ケ	8万8,000円	4万4,000円
第1号コ	11万1,000円	5万5,500円
第2号ア	2万3,600円	1万2,000円
第2号イ	2万7,600円	1万4,000円
第2号ウ	3万1,600円	1万6,000円
第2号エ	3万6,000円	1万8,000円
第2号オ	4万800円	2万500円
第2号カ	4万6,400円	2万3,500円
第2号キ	5万3,200円	2万7,000円
第2号ク	6万1,200円	3万1,000円
第2号ケ	7万400円	3万5,500円
第2号コ	8万8,800円	4万4,500円

16の7・16の8 略

24 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用さ
--------	---------	---

16の8・16の9 略

24 略

		れる場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第13項の4	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

25の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第6項の3第2号イ	略	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項	略	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	略	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	略	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	略	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

25の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができな

係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から附則第13項の8までの規定を適用する。

附則第6項の3第2号イ	略	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項	略	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	略	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	略	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	略	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

25の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができ

なくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

26 附則第25項から前項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

なくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3、附則第13項、附則第13項の4、附則第13項の5又は附則第13項の7の規定を適用する。

26 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

備考 改正前欄中の第18条の2の規定は、和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第45号）第1条の規定による改正後の規定である。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定及び附則第9項の規定 公布の日
  - (2) 第3条中和歌山県税条例附則第25項から第26項までの改正規定及び同条例附則第24項の次に2項を加える改正規定並びに次項の規定 令和2年1月1日
  - (3) 第3条中和歌山県税条例第18条の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
  - (4) 第3条中和歌山県税条例附則第15項の7及び第16項の改正規定、同条例附則第16項の6及び第16項の7を削り、第16項の5を第16項の6とし、第16項の4を第16項の5とし、第16項の3の次に1項を加える改正規定並びに同条例附則第16項の8を第16項の7とし、第16項の9を第16項の8とする改正規定並びに附則第8項の規定 令和3年4月1日
  - (5) 第3条中和歌山県税条例第42条の37の改正規定 令和5年1月1日
  - (6) 第3条中和歌山県税条例第25条の2及び第30条の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例附則第25項から第26項までの規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例第18条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例第25条の2第1項及び第30条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 5 第2条の規定による改正後の和歌山県税条例（次項及び附則第7項において「元年10月新条例」という。）第39条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、元年10月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。 略 附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2</p>	<p>第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。 略 附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2</p>

条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じを「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に、「令和元年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の12の2まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項を附則第16項とする。

略1

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1)～(3) 略
  - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第10項の規定 令和元年10月1日
  - (5) 附則第9項の規定 令和2年4月1日
- 2～7 略
- 8 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 9～11 略

条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じを「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の12の2まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項を附則第16項とする。

略1

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1)～(3) 略
  - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第10項の規定 平成31年10月1日
  - (5) 附則第9項の規定 平成32年4月1日
- 2～7 略
- 8 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 9～11 略

備考 表中「略1」とは、第2条のうち和歌山県税条例附則第14項の10の2の次に1項を加える改正規定から同条例別記第10号様式の改正規定までの省略をいうものである。

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例(昭和34年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)  
第1条 この条例は、衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員の選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬の額)  
第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。  
(1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき 1万800円  
(2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき 8,900円

(目的)  
第1条 この条例は、衆議院議員、参議院議員、知事、県議会議員及び和歌山海区漁業調整委員会委員の選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬の額)  
第2条 選挙長等の受ける報酬の額は、次のとおりとする。  
(1) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき 1万600円  
(2) 選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき 8,800円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され若しくは告示される衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示される知事若しくは県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され若しくは告示された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙若しくは最高裁判所裁判官国民審査又はその期日を告示された知事若しくは県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例（昭和34年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、知事及び県議会議員の選挙における投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人（以下「投票管理者等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額の基準について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、知事、県議会議員及び和歌山海区漁業調整委員会委員の選挙における投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人（以下「投票管理者等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額の基準について定めることを目的とする。</p>

(報酬の額の基準)  
第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- (1) 投票所の投票管理者 1日につき 1万2,800円
- (2) 共通投票所の投票管理者 1日につき 1万2,800円
- (3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき 1万1,300円
- (4) 開票管理者 選挙執行1回につき 1万800円
- (5) 投票所の投票立会人 1日につき 1万900円
- (6) 共通投票所の投票立会人 1日につき 1万900円
- (7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき 9,600円
- (8) 開票立会人 選挙執行1回につき 8,900円

(報酬の額の基準)  
第2条 投票管理者等の受ける報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- (1) 投票所の投票管理者 1日につき 1万2,600円
- (2) 共通投票所の投票管理者 1日につき 1万2,600円
- (3) 期日前投票所の投票管理者 1日につき 1万1,100円
- (4) 開票管理者 選挙執行1回につき 1万600円
- (5) 投票所の投票立会人 1日につき 1万700円
- (6) 共通投票所の投票立会人 1日につき 1万700円
- (7) 期日前投票所の投票立会人 1日につき 9,500円
- (8) 開票立会人 選挙執行1回につき 8,800円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される知事又は県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された知事又は県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第8号

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例

(設置)

第1条 ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発を行うとともに、ジオパークを教育及び観光振興に活用することにより、持続可能な地域の発展に寄与するため、和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、東牟婁郡串本町潮岬に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) ジオパークの調査、研究及び保全に関すること。
- (2) ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

- (3) ジオパークに関する普及啓発に関すること。
- (4) ジオパークの教育及び観光振興への活用に関すること。
- (5) ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務  
(利用の中止)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) センターを利用する者が知事の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。  
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山競輪場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

和歌山競輪場管理条例の一部を改正する条例

和歌山競輪場管理条例（昭和25年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第3条 競輪場又は売店の使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、別表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。 <u>2。知事は、特別の理由があると認めるときは、            使用料を減免することができる。</u>	(使用料) 第3条 競輪場又は売店の使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、規則の定めるところにより使用料を納付しなければならない。 。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種別	使用料
競輪場 自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づく自転車競走（以下「競輪」という。）の開催のために使用する場合	1 競輪開催期間につき勝者投票券売上金額に1,000分の50を乗じて得た額（勝者投票券を電話機その他の端末機により発売する場合にあっては、勝者投票券売上金額に1,000分の25を乗じて得た額）に100分の110を乗じて得た額（その額に

		1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
	その他の場合	その都度知事が定める額
売店	競輪開催期間中に使用する場 合	1競輪開催ごとに、1日につき売店の面積に1平方メートル 当たり70円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（ その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額）
	その他の場合	その都度知事が定める額

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例

和歌山県営自転車競走実施条例（昭和37年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用競輪場) 第3条 競輪は、和歌山競輪場において開催する。 <u>ただし、知事は、天災、施設の改修その他の理由により和歌山競輪場で開催することができないと認めるときは、和歌山競輪場以外の法第4条第5項に規定する競輪場（次条において「他の競輪場」という。）において開催することができる。</u></p> <p>(入場料) 第4条 和歌山競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、20円以上において知事が定める額とする。 2 前条ただし書の規定により他の競輪場において競輪を開催する場合の当該他の競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、その都度知事が定める。</p>	<p>(使用競輪場) 第3条 競輪は、和歌山競輪場において開催する。 。</p> <p>(入場料) 第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、20円以上において知事が定める額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
区域	名称	位置	区域	名称	位置
和歌山市	略	略	和歌山市	略	略
海南市	<u>県営住宅海南あつそ団地</u> <u>県営住宅海南駅前団地</u>	<u>海南市且来</u> <u>海南市日方</u>	海南市	県営住宅新浜団地 県営住宅海南あつそ団地 県営住宅海南駅前団地	海南市日方 海南市且来 海南市日方
略			略		
新宮市	略	略	新宮市	略	略
紀の川市	<u>県営住宅長山団地</u>	<u>紀の川市貴志川町長山</u>	紀の川市	県営住宅粉河団地 県営住宅長山団地	紀の川市粉河 紀の川市貴志川町長山
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(4) 略 (5) <u>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）</u> (6) 略 2 <u>この条例で「国指定文化財」とは、次に掲げ</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(4) 略  (5) 略</p>

るものをいう。

- (1) 法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された有形文化財
- (2) 法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定された無形文化財
- (3) 法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定された民俗文化財
- (4) 法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定された記念物

(指定等)

第3条 和歌山県教育委員会(以下「委員会」という。)は、前条第1項第1号から第4号までに掲げるもの(国指定文化財を除く。)のうち、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。

2~4 略

(選定等)

第3条の2 略

第3条の3 委員会は、市町村の申出に基づき、県又は市町村が定めた景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、委員会規則で定める基準に照らして県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを和歌山県選定文化的景観(以下「選定文化的景観」という。)として選定することができる。

第3条の4 略

(解除)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。

(1)~(3) 略

(4) 略

2~4 略

5 指定文化財について、法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項又は第109条第1項の規定による指定があったときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。

6 略

7 委員会は、選定文化的景観について、次の各号に該当する場合は、選定を解除することができる。

- (1) 選定文化的景観が滅失したとき。
- (2) 選定文化的景観が著しくその価値を失ったとき。

8 選定文化的景観について、法第134条第1項の規定による選定があったときは、当該選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

9・10 略

(指定、選定及び解除の審議)

第5条 委員会は、第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定により指定文化財の指定、選定保存技術の選定、選定文化的景観の選定若しくは選定伝統的建造物群保存地区の選定をし、又は前条第1項、第2項、第4項、第7項若しくは第9項の規定により、これらの指定、認定若しくは選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(指定等)

第3条 和歌山県教育委員会(以下「委員会」という。)は、前条各号に掲げるもののうち、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。

2~4 略

(選定等)

第3条の2 略

第3条の3 委員会は、市町村の申出に基づき、県又は市町村が定めた景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、委員会規則で定める基準に照らして県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを和歌山県選定文化的景観(以下「選定文化的景観」という。)として選定することができる。

第3条の4 略

(解除)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、指定文化財の指定を解除することができる。

(1)~(3) 略

(4) 指定文化財が法第27条、第71条、第78条及び第109条の指定を受けたとき。

(5) 略

2~4 略

5 略

6・7 略

(指定、選定及び解除の審議)

第5条 委員会は、第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3の規定により指定文化財の指定、選定保存技術の選定若しくは選定伝統的建造物群保存地区の選定をし、又は前条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定により、これらの指定若しくは選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- (告示、通知及び指定書の交付等)
- 第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3項の規定による指定若しくは認定又は第3条の2第1項、第3条の3若しくは第3条の4の規定による選定をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体（保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。）又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書又は選定書を交付しなければならない。
- 2 委員会は、第4条第1項、第2項、第4項、第7項又は第9項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。
- 3 委員会は、第4条第3項、第5項、第6項、第8項又は第10項の規定による指定、認定又は選定の解除がされたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。
- 4 所有者等、保持者等又は市町村は、前2項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書又は選定書を委員会に返付しなければならない。
- 5 略

- (所有者等の管理義務及び管理責任者)
- 第9条 指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。
- 2 指定文化財の所有者等は、当該指定文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他適当な者を専ら自己に代わりその指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3・4 略

- (管理団体による管理)
- 第10条 指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。）について、所有者等が判明しない場合又は所有者等若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該指定文化財の保存のため必要な管理（当該指定文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該指定文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該指定文化財の所有者等（所有者等が判明しない場合を除く。）並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等及び地方公共団体その他の法人に通知するものとする。
- 4 第1項の規定による指定については、第6条第5項の規定を準用する。
- 5 指定文化財の所有者等は、正当な理由がなく、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第9条第1項の規定を準用する。

第11条 委員会は、前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、

- (告示、通知及び指定書の交付等)
- 第6条 委員会は、第3条第1項若しくは第3項の規定による指定若しくは認定又は第3条の2第1項若しくは第3条の3の規定による選定をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者及び保持団体（保持団体にあつては、その代表者。以下「保持者等」という。）又は市町村に通知するとともに、所有者等、保持者等又は市町村に指定書、認定書又は選定書を交付しなければならない。
- 2 委員会は、第4条第1項、第2項、第4項又は第6項の規定による指定、認定又は選定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等、保持者等又は市町村に通知しなければならない。
- 3 所有者等、保持者等又は市町村は、前項の通知を受けたときは、20日以内に指定書、認定書又は選定書を委員会に返付しなければならない。
- 4 略

- (所有者等の管理義務及び管理責任者)
- 第9条 指定文化財の所有者等又は保持者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。
- 2 指定文化財の所有者等又は保持者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わりその指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3・4 略

管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除については、第6条第5項及び前条第3項の規定を準用する。

第12条 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

第13条 略

(届出事項)

第14条 指定文化財の所有者等、保持者等、管理責任者又は管理団体は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 指定文化財が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき
- (3)～(7) 略

(届出事項等)

第14条の2 選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者等は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に委員会へ届け出なければならない。ただし、選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りではない。

2 選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合、他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微である場合は、この限りではない。

3 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

4 選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、委員会は、第2項の届出に係る選定文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第15条 略

(経費の補助)

第16条 略

第16条の2 県は、選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、予算の範囲内でその経費の一部を補助することができる。

第16条の3 略

(損失の補償)

第16条の4 第15条第1項の許可を受けることができなかったことにより、若しくはその許可に条件を付せられたことにより、又は第7条の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

第17条 略

第10条 略

(届出事項)

第11条 指定文化財の所有者等、保持者等又は管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき
- (3)～(7) 略

第12条 略

(経費の補助)

第13条 略

第13条の2 略

(損失の補償)

第13条の3 第12条第1項の許可を受けることができなかったことにより、若しくはその許可に条件を付せられたことにより、又は第7条の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

第14条 略

- (指定文化財保存活用計画の認定)
- 第18条 指定文化財の所有者等又は管理団体(無形文化財又は無形の民俗文化財にあっては、保持者、保持団体若しくは地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。次条第1項、第22条及び第24条において同じ。)は、委員会規則の定めるところにより、指定文化財の保存及び活用に関する計画(以下「指定文化財保存活用計画」という。)を作成し、委員会の認定を申請することができる。
- 2 指定文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 当該指定文化財の名称及び所在の場所(無形文化財にあってはその名称及び保持者又は保持団体、無形の民俗文化財にあってはその名称、記念物にあってはその名称及び所在地)
  - (2) 当該指定文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - (3) 計画期間
  - (4) その他委員会規則で定める事項
- 3 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- (1) 当該指定文化財(無形文化財及び無形の民俗文化財を除く。)の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
  - (2) 当該指定文化財(有形文化財に限る。)の修理に関する事項
  - (3) 当該指定文化財(有形文化財であり、かつ、建造物であるものを除く。)の公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 委員会は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その指定文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 当該指定文化財保存活用計画の実施が当該指定文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - (2) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - (3) 法第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - (4) 当該指定文化財保存活用計画(無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。)に前項第1号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
  - (5) 当該指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が指定文化財の修理を適切に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
  - (6) 当該指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)に前項第3号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が指定文化財(建造物であるものを除く。)の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 5 委員会は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更

- )
- 第19条 前条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体は、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画の変更(委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、委員会の認定を受けなければならない。
- 2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第20条 第18条第3項第1号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(無形文化財及び無形の民俗文化財に係るものを除く。)が同条第4項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。次条及び第22条において同じ。)を受けた場合において、当該指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第15条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

(修理の届出の特例)

第21条 第18条第3項第2号に掲げる事項が記載された指定文化財保存活用計画(有形文化財に係るものに限る。)が同条第4項の認定を受けた場合において、当該指定文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第14条第7号の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、委員会規則で定めるところにより、その旨を委員会に届け出ることをもって足りる。

(認定を受けた指定文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第22条 委員会は、第18条第4項の認定を受けた指定文化財の所有者等又は管理団体に対し、当該認定を受けた指定文化財保存活用計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定指定文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

- 第23条 委員会は、認定指定文化財保存活用計画が第18条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第24条 委員会及び市町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長。)は、指定文化財の所有者等又は管理団体の求めに応じ、指定文化財保存活用計画の作成及び認定指定文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(報告)

第25条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財、選定文化的景観又は選定伝統的建造物群保存地区の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(報告)

第15条 委員会は、必要があるときは、所有者等、保持者等又は市町村に対し、指定文化財又は選定伝統的建造物群保存地区の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

第26条～第28条 略

(罰則)

第29条 指定文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する

2。第15条の規定に違反して委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、指定文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

3 略

第30条 略

第16条～第18条 略

(罰則)

第19条 指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する

2。第12条の規定に違反して委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、指定文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

3 略

第20条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の和歌山県文化財保護条例第3条第1項の規定により指定されている指定文化財であって、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項又は第109条第1項の規定に基づき指定されたものは、この条例の施行の日に、当該指定文化財の指定が解除されたものとする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前(一部未施行)
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1 略 2 消防法(昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 (1) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査 ア 略 イ 貯蔵所 (ア) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 a・b 略 c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル	別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係) 1 略 2 消防法(昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 (1) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査 ア 略 イ 貯蔵所 (ア) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 a・b 略 c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル

- 未満のもの 1件につき 1,590,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,950,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 2,270,000円
- f～h 略
- (カ)～(シ) 略
- ウ 略
- (2)～(6) 略
- (7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施
- ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 6,600円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 4,600円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 3,700円
- 備考 略
- (8)～(17) 略
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(8) 略
- (9) 法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施 1件につき 18,000円
- 備考 略
- (10)～(12) 略
- 4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(10) 略
- (11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施
- ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項及び第6項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)
- イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 8,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,200円)
- ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,300円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,800円)
- エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,300円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,800円)
- オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 8,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,200円)
- 備考 略
- (12) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施
- ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 7,900円(電子情

- 未満のもの 1件につき 1,580,000円
- d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,940,000円
- e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 2,260,000円
- f～h 略
- (カ)～(シ) 略
- ウ 略
- (2)～(6) 略
- (7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施
- ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 6,500円
- イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 4,500円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 3,600円
- 備考 略
- (8)～(17) 略
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(8) 略
- (9) 法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施 1件につき 17,000円
- 備考 略
- (10)～(12) 略
- 4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)～(10) 略
- (11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施
- ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,000円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,500円)
- イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、7,900円)
- ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,500円)
- エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,500円)
- オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、7,900円)
- 備考 略
- (12) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施
- ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 7,600円(電子情

- 報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,400円)
- イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 6,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,700円)
- 備考 略  
(13)~(15) 略
- 5 電気工事士法 (昭和35年法律第139号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第4条第2項の規定に基づく第1種電気工事士免状の交付 1件につき 6,000円
- (2) 法第4条第2項の規定に基づく第2種電気工事士免状の交付 1件につき 5,300円
- (3) 電気工事士法施行令 (昭和35年政令第260号。以下この項において「政令」という。)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき 2,700円
- (4) 政令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え 1件につき 2,100円
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(14) 略
- (15) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき 21,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、20,900円)
- 備考 略  
(16)~(18) 略
- 7~12 略
- 13 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 (毒物及び劇物取締法施行令 (昭和30年政令第261号)第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この項において同じ。)の申請に係る経由 1件につき 20,700円
- (2)・(3) 略
- 14・14の2 略
- 15 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(4) 略
- (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施
- ア 実技試験 (特級) 1件につき 18,200円
- イ 実技試験 (1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

職種名	金額 (1件につき)
テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図 和裁	<u>13,300円</u>
機械検査 婦人子供服製造	<u>15,100円</u>
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色	<u>18,200円</u>

- 報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,100円)
- イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 1件につき 6,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,500円)
- 備考 略  
(13)~(15) 略
- 5 電気工事士法 (昭和35年法律第139号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第4条第2項の規定に基づく第1種電気工事士免状の交付 1件につき 5,900円
- (2) 法第4条第2項の規定に基づく第2種電気工事士免状の交付 1件につき 5,200円
- (3) 電気工事士法施行令 (昭和35年政令第260号。以下この項において「政令」という。)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき 2,600円
- (4) 政令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え 1件につき 2,000円
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(14) 略
- (15) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき 20,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、20,200円)
- 備考 略  
(16)~(18) 略
- 7~12 略
- 13 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録 (毒物及び劇物取締法施行令 (昭和30年政令第261号)第36条の6第1項第1号に規定する登録を除く。以下この項において同じ。)の申請に係る経由 1件につき 20,600円
- (2)・(3) 略
- 14・14の2 略
- 15 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- (1)~(4) 略
- (5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施
- ア 実技試験 (特級) 1件につき 17,900円
- イ 実技試験 (1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

職種名	金額 (1件につき)
テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図 和裁	<u>13,100円</u>
機械検査 婦人子供服製造	<u>14,900円</u>
金属プレス加工 鉄工 ダイカスト 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 紳士服製造 みそ製造 建築大工 左官 ブロック建築 タイル張り 配管 鉄筋施工 印章彫刻 塗装 塗料調色	<u>17,900円</u>

造園 冷凍空調和機器施工  
 染色 陶磁器製造 菓子製造  
 ハム・ソーセージ・ベーコン製  
 造 とび 築炉 コンクリート  
 圧送施工 カーテンウォール施  
 工 バルコニー施工 金属材料  
 試験 貴金属装身具製作 工業  
 包装 園芸装飾 さく井 金属  
 溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理  
 粉末冶金 機械加工 放電加  
 工 金型製作 建築板金 工場  
 板金 めっき アルミニウム陽  
 極酸化処理 溶射 金属ばね製  
 造 ロープ加工 仕上げ 切削  
 工具研削 電子回路接続 電子  
 機器組立て 電気機器組立て  
 半導体製品製造 プリント配線  
 板製造 自動販売機調整 産業  
 車両整備 鉄道車両製造・整備  
 時計修理 光学機器製造 内  
 燃機関組立て 空気圧装置組立  
 て ニット製品製造 寝具製作  
 帆布製品製造 布はく縫製  
 機械木工 家具製作 建具製作  
 紙器・段ボール箱製造 プリ  
 プレス 印刷 製本 プラスチ  
 ック成形 強化プラスチック成  
 形 石材施工 パン製造 製麺  
 水産練り製品製造 酒造 梓  
 組壁建築 かわらぶき エーエ  
 ルシーパネル施工 畳製作 厨  
 房設備施工 型枠施工 防水施  
 工 樹脂接着剤注入施工 内装  
 仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ  
 シン施工 自動ドア施工 ガラス  
 施工 ウェルポイント施工 化  
 学分析 表装 路面標示施工  
 広告美術仕上げ 義肢・装具製  
 作 舞台機構調整 写真 産業  
 洗浄 商品装飾展示 フラワー  
 装飾

造園 冷凍空調和機器施工  
 染色 陶磁器製造 菓子製造  
 ハム・ソーセージ・ベーコン製  
 造 とび 築炉 コンクリート  
 圧送施工 カーテンウォール施  
 工 バルコニー施工 金属材料  
 試験 貴金属装身具製作 工業  
 包装 園芸装飾 さく井 金属  
 溶解 鋳造 鍛造 金属熱処理  
 粉末冶金 機械加工 放電加  
 工 金型製作 建築板金 工場  
 板金 めっき アルミニウム陽  
 極酸化処理 溶射 金属ばね製  
 造 ロープ加工 仕上げ 切削  
 工具研削 電子回路接続 電子  
 機器組立て 電気機器組立て  
 半導体製品製造 プリント配線  
 板製造 自動販売機調整 産業  
 車両整備 鉄道車両製造・整備  
 時計修理 光学機器製造 内  
 燃機関組立て 空気圧装置組立  
 て ニット製品製造 寝具製作  
 帆布製品製造 布はく縫製  
 機械木工 家具製作 建具製作  
 紙器・段ボール箱製造 プリ  
 プレス 印刷 製本 プラスチ  
 ック成形 強化プラスチック成  
 形 石材施工 パン製造 製麺  
 水産練り製品製造 酒造 梓  
 組壁建築 かわらぶき エーエ  
 ルシーパネル施工 畳製作 厨  
 房設備施工 型枠施工 防水施  
 工 樹脂接着剤注入施工 内装  
 仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ  
 シン施工 自動ドア施工 ガラス  
 施工 ウェルポイント施工 化  
 学分析 表装 路面標示施工  
 広告美術仕上げ 義肢・装具製  
 作 舞台機構調整 写真 産業  
 洗浄 商品装飾展示 フラワー  
 装飾

備考 略

- ウ 略
- 備考 略
- 16～22 略
- 23 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施 1件につき 8,100円
- 24 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1件につき 17,900円
- 25～27 略
- 28 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
  - (1)～(16) 略
  - (17) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 1件につき 8,700円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円)
  - (18) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 1件につき 12,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23に

備考 略

- ウ 略
- 備考 略
- 16～22 略
- 23 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施 1件につき 8,000円
- 24 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1件につき 17,700円
- 25～27 略
- 28 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
  - (1)～(16) 略
  - (17) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 1件につき 8,600円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円)
  - (18) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 1件につき 11,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23に

において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)

- (19) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査 1件につき 12,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)

(20)～(23) 略

29～31 略

32 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(6) 略

(7) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

ア 略

イ その他の者に対する講習会 1件につき

6,900円

(8) 略

(9) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 1件につき

12,700円

(10)～(14) 略

(15) 法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催 1件につき

9,800円

(16)～(18) 略

33 警備業法(昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(11) 略

(12) 法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習 1件につき

39,000円

(13)・(14) 略

34～36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～12 略

13 土木関係事務

(1)～(8)の2 略

(8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許

1件につき 19,300円

イ～カ 略

備考 略

(8)の4～(16) 略

14～20 略

において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)

- (19) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査 1件につき 11,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)

(20)～(23) 略

29～31 略

32 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(6) 略

(7) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

ア 略

イ その他の者に対する講習会 1件につき

6,800円

(8) 略

(9) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 1件につき

12,300円

(10)～(14) 略

(15) 法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催 1件につき

9,700円

(16)～(18) 略

33 警備業法(昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(11) 略

(12) 法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習 1件につき

38,000円

(13)・(14) 略

34～36 略

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)

1～12 略

13 土木関係事務

(1)～(8)の2 略

(8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア 法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許

1件につき 19,200円

イ～カ 略

備考 略

(8)の4～(16) 略

14～20 略

備考 改正前欄中の別表第3第13項第8号の3アの規定は、和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(平成31年和歌山県条例第50号)による改正後の規定である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第2第13項第1号中「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。